

いきいきあんしんパック補償内容

■被保険者(補償対象者)について

	個人タイプ	家族タイプ
日常賠償責任補償	<ul style="list-style-type: none"> ●カード会員ご本人 ●配偶者 ●ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(下宿生活されている学生のお子様等) 	●同左
携行品損害補償	●カード会員ご本人のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●カード会員ご本人 ●配偶者 ●ご本人と生計を共にする同居の親族

■携行品損害補償について

対象となる主な物	対象とならない主な物
<ul style="list-style-type: none"> ●日常品(身の回り品) カメラ、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、ポーチ、ハンドバッグ、アクセサリ、時計、衣類、財布、現金 ●スポーツ用品 スキー、スケート、モノスキー用品、ゴルフ用品、テニス用品、野球用品等 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常品(身の回り品) 自転車、バイク、携帯電話、ノートパソコン、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、クレジットカード、プリペイドカード ●スポーツ用品 ボート等船舶、サーフボード、ウインドサーフィン

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、および保険金をお支払いできない主な場合

	日常賠償責任補償	携行品損害補償
保険金をお支払いする場合	被保険者が、日本国内において、居住する住宅の管理上またはその他日常生活に起因した偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	携行品(カメラ、スポーツ用品、衣類、財布、現金などの身の回り品で、住宅外において被保険者が携行しているもの(注))が、日本国内において、盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を被った場合。 (注) 次のものは携行品とはなりません。 ①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの附属品②自転車、ハングライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの附属品③携帯電話・ポケベル等の携帯式通信機器、ノートパソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの附属品④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物⑤動物および植物⑥手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物⑧稿本、設計図、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの⑨1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝石、書画、骨董その他美術品
お支払いする保険金	1回の事故につき、賠償責任補償限度額金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注1: 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 注2: 重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。	被害物の時価を基準に算定した損害額から、1回の事故につき自己負担額の5,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、現金、乗車券などについては合計3万円が限度となります。また、お支払いする保険金の総額は、10万円をもって保険期間中の限度となります。 注: 重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。
保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意による損害賠償責任。 ●地震・噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任。 ●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任。 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任。(仕事上の損害賠償責任。) ●同居の親族に対する損害賠償責任。 ●受託品に関する損害賠償責任。 ●心神喪失中(泥酔中など)の損害賠償責任。 ●自動車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用などに起因する損害賠償責任。など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 次のような原因により生じた損害。 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺・犯罪行為。 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性など。 ●携行品の変色、かしままたは自然の消耗。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●電気的事故、機械的事故。 ●被保険者の居住する住宅内で生じた事故。 ② 山岳登山など危険なスポーツに用いる用具で、当該スポーツを行っている間に生じた事故。など

引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金等お支払いする金額が削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象ではありません。詳細につきましては、代理店または保険会社までご照会ください。